

令和4年加茂市議会3月定例会会議録（第4号）

3月18日

議事日程第4号

令和4年3月18日（金曜日）午前9時30分開議

- 第1 第8号議案から第38号議案まで及び第40号議案から第42号議案まで
- 第2 請願第1号
- 第3 令和3年請願第5号の継続審査について
- 第4 第43号議案
- 第5 第39号議案
- 第6 議員発案第2号
議員発案第3号
- 第7 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 第8号議案 | 令和4年度加茂市一般会計予算 |
| | 第9号議案 | 令和4年度加茂市国民健康保険特別会計予算 |
| | 第10号議案 | 令和4年度加茂市後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 第11号議案 | 令和4年度加茂市宅地造成事業特別会計予算 |
| | 第12号議案 | 令和4年度加茂市下水道事業特別会計予算 |
| | 第13号議案 | 令和4年度加茂市介護保険特別会計予算 |
| | 第14号議案 | 令和4年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計予算 |
| | 第15号議案 | 令和4年度加茂市水道事業会計予算 |
| | 第16号議案 | 令和3年度加茂市一般会計補正予算（第21号） |
| | 第17号議案 | 令和3年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| | 第18号議案 | 令和3年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第19号議案 | 令和3年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第20号議案 | 令和3年度加茂市水道事業会計補正予算（第2号） |
| | 第21号議案 | 令和4年度加茂市一般会計補正予算（第1号） |
| | 第22号議案 | 令和4年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 第23号議案 | 令和4年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 第24号議案 | 加茂市こども未来会議条例の制定について |
| | 第25号議案 | 加茂市犯罪被害者等支援条例の制定について |
| | 第26号議案 | 加茂市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の制定について |
| | 第27号議案 | 加茂市課条例等の一部改正について |
| | 第28号議案 | 新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

- 第 2 9 号議案 加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 3 0 号議案 加茂市営市民バス条例の一部改正について
- 第 3 1 号議案 加茂市乳幼児あそびの広場条例の一部改正について
- 第 3 2 号議案 加茂市保育所条例及び加茂市立保育園バス条例の一部改正について
- 第 3 3 号議案 加茂市営住宅条例の一部改正について
- 第 3 4 号議案 加茂市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 3 5 号議案 加茂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第 3 6 号議案 加茂市ふるさと創生事業基金条例の廃止について
- 第 3 7 号議案 市道路線の認定について
- 第 3 8 号議案 権利の放棄について
- 第 4 0 号議案 加茂市体育施設条例の一部改正について
- 第 4 1 号議案 加茂市中小企業特別小口資金融資条例の一部改正について
- 第 4 2 号議案 加茂市都市計画審議会条例の一部改正について

日程第 2 請願第 1 号 「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願

日程第 3 令和 3 年請願第 5 号の継続審査について 加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例改正に反対する請願

日程第 4 第 4 3 号議案 令和 3 年度加茂市一般会計補正予算（第 2 2 号）

日程第 5 第 3 9 号議案 教育長の任命について（山川 雅己氏）

日程第 6 議員発案第 2 号 加茂市議会会議規則の一部改正について

議員発案第 3 号 地方における雇用・就労の支援施策の充実と所得水準の底上げを求める意見書

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○出席議員（18名）

1 番 森 友 和 君	2 番 大 橋 一 久 君
3 番 橋 本 昌 美 君	4 番 中 沢 真 佐 子 君
5 番 三 沢 嘉 男 君	6 番 白 川 克 広 君
7 番 佐 藤 俊 夫 君	8 番 大 平 一 貴 君
9 番 浅 野 一 明 君	10 番 滝 沢 茂 秋 君
11 番 森 山 一 理 君	12 番 山 田 義 栄 君
13 番 中 野 元 栄 君	14 番 安 田 憲 喜 君
15 番 樋 口 博 務 君	16 番 安 武 秀 敏 君
17 番 樋 口 浩 二 君	18 番 関 龍 雄 君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長 藤 田 明 美 君 副 市 長 五十嵐 裕 幸 君

総務課長	明田川 太門 君	企画財政課長	車 谷 憲 繁 君
税務課長 会計課長	目 黒 博 之 君	農林課長 農業委員会 農務局長	大 竹 久 範 君
商工観光課長	吉 田 裕 之 君	市民課長	智 野 賢 一 君
環境課長	石 附 敏 春 君	こども未来課長	井 上 毅 君
健康福祉課長	藤 田 和 夫 君	建設課長	宮 澤 康 夫 君
上下水道課長	土 田 修 也 君	加茂市介護・看護支援センター所長	佐 藤 正 直 君
教 育 長	山 川 雅 己 君	教育委員会 庶務課長 文化会館長	草 野 智 文 君
教育委員会 学校教育課長	北 原 利 章 君	教育委員会 社会教育課長	有 本 幸 雄 君
教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐 卓 君	監 査 委 員 会 監 査 委 員 局 長	齋 藤 美 佐 子 君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	大野 博司 君	次 長	坂 井 恵 里 君
係 長	石 津 敏 朗 君	主 査	吉 田 和 実 君
囑託速記士	丸 山 夏 歩 君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第4号に入ります。

日程第1 第8号議案から第38号議案まで及び第40号議案から第42号議案まで

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、第8号議案から第38号議案まで及び第40号議案から第42号議案までを一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、佐藤俊夫君。

〔総務文教常任委員長 佐藤俊夫君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤俊夫君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第8号議案令和4年度加茂市一般会計予算のうち本委員会所管の部分についてほか10件でありまして、これについて去る3月15日及び16日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第8号議案のうち本委員会所管の部分、第16号議案のうち本委員会所管の部分、第21号議案のうち

本委員会所管の部分、第25号議案から第29号議案まで、第35号議案、第36号議案及び第40号議案の以上11件については、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告いたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、11番、森山一理君。

〔産業建設常任委員長 森山一理君 登壇〕

○産業建設常任委員長（森山一理君） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第8号議案令和4年度加茂市一般会計予算のうち本委員会所管の部分についてほか13件でありまして、これについて去る3月9日及び10日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第8号議案のうち本委員会所管の部分、第11号議案、第12号議案、第15号議案、第16号議案のうち本委員会所管の部分、第18号議案、第20号議案、第21号議案のうち本委員会所管の部分、第33号議案、第34号議案、第37号議案、第38号議案、第41号議案及び第42号議案の以上14件については、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告いたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、5番、三沢嘉男君。

〔社会厚生常任委員長 三沢嘉男君 登壇〕

○社会厚生常任委員長（三沢嘉男君） おはようございます。社会厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第8号議案令和4年度加茂市一般会計予算のうち本委員会所管の部分についてほか14件でありまして、これについて去る3月11日及び14日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第8号議案のうち本委員会所管の部分、第9号議案、第10号議案、第13号議案、第14号議案、第

16号議案のうち本委員会所管の部分、第17号議案、第19号議案、第21号議案のうち本委員会所管の部分、第22号議案から第24号議案まで及び第30号議案から第32号議案までの以上15件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

8番、大平一貴君。

○8番（大平一貴君） 第8号議案に賛成討論をさせていただきます。

昨年、職員に異動の希望を聞かないことは残念ですと申し上げたところ、職員の希望を聞くようになったことはよかったですと思います。実行していたら申し訳ありませんが、希望する理由とそれに向かってどのような努力をしたかを聞くとさらによくなると思います。やりたい仕事をするために職員が努力する、そういう職員が増え、その努力が市民を幸せにすることを期待します。

藤田市長になってから毎年申し上げていますが、新規事業により加茂市が前に進む感じがします。仕事が増え、仕事が減らない状況を心配していますが、2022年度は外部人材に仕事を判断してもらい、DXによる効率化を進めるとのことでしたので、よいことだと思いますし、期待もします。その反面、他人任せな感じもします。職員自ら提案することを期待します。

次に、藤田市長は選挙で掲げた未来への投資、2019年の施政方針では一番やりたいことが教育であると訴えました。今3月議会の一般質問では、市長自身はやりたいことがある、しかしそれを実行する人がいないから、できないという答弁でした。できない、やらないには、それなりの理由があります。その理由を変えていくには、マグマのような熱い気持ちがあればなりません。市長もマグマはあるとのことでしたが、冷えて固まったマグマではなく、どかんと噴き出す熱いマグマをお願いします。幸い総務文教委員会にて政策推進室の何人かが教育の質の向上、差別化を考え、移住、定住ポータルサイトに掲載することでしたので、茨城県境町に負けないようにしていただくことを期待します。参考までに、加茂市とは関係なくマーケティングの話ですが、まずい飲食店を潰す方法は宣伝をすることです。順番が大事です。

次に、ウォーカブルなまちについてです。どのくらいの人が歩けばよいかを目標を立てることは難しいのですが、参考にしてほしい話があります。伊丹十三監督の「スーパーの女」というスーパーマーケットを題材にした映画です。粗筋は、駄目スーパーで働く従業員が自分で働くスーパーでは商品を買わず、他のスーパーで買物をする、それをスーパーが大好きな宮本信子演じるスーパーの女が様々な経営努力で人気スーパーに変えていくという内容です。ウォーカブルを目指す政策推進室の職員が仕事以外で自発的に、あくまで自発的に町なかを歩くことを最低の目標にさせていただきたいと思います。たまたま政策推進室長は女性ですので、スーパーの女になることを期待します。

次に、須田にある体育館についてです。雨漏りは、他の建物との関係で修繕を見合わせています。このことはやむを得ないと思いますが、自分の地域の施設だけという不信感を生むことにつながります。全市的な公共施設再配置方針を早く示し、様々な施設が統廃合の対象になるということを伝えていただくようお願いいたします。須田の体育館が統廃合されるとか、そういうことではなく、全市的にいろいろなことをやらなきゃいけないということを伝えていただきたいということです。

次に、石川小学校の耐震化です。今まで学校統廃合をどうするのかという問いに対しても総合計画、公共施設再配置計画、小中学校適正化再配置計画へと動いていくと同時に先送りになっていました。試行錯誤で市政を進めなければならないため、ある程度は仕方ありませんが、子供の安全を考えればもっと早めに手を打つべきだったと思います。耐震化されていない学校の中で、石川小学校の耐震化を優先し、工事する理由は、西小学校の統合が大きな要因です。建物の安全性や築年数が優先順位の基準になっていません。加茂小、須田小、下条小、七谷小、七谷中と葵中の一部が耐震化されません。そこに通う生徒、保護者はどのように思うのでしょうか。当局が示したパターンで小学生全員が耐震化された学校に入る時期は、一番早くて（3）の市主導で再配置を進めるパターンの2030年です。遅いと思います。市長は文化会館、美人の湯と違い、人が通っているから、学校は根拠なく統廃合できないとのことでしたが、保育園はいかがだったのでしょうか。いろいろな理由を考えることもいいと思いますが、何となく後づけのような感じもします。適正規模委員会と並行し、基本方針を作成、説明会の準備を行い、早く全員の安全が確保される手順を実行していただきたいと思います。また、耐震化されただけでは今の学校、校舎に求められるものを満たすことはできません。子供が減ったから統廃合するという後ろ向きな理由もよいとは思えません。他市町村の学校をはるかにしのぐ白山蕪城小学校のような立派な校舎を造り、その小学校に通うためにはどこに住めばいいのかと問合せが来るようにしていただきたいと思います。そのため石川小は耐震化を中止し、新校舎建設をすべきだと思います。

過去の討論の繰り返しになりますが、ホームページの前市長の意見、要望を消すことは政治的な歴史を消すことにもなります。ホームページのどこかに残すべきだと思います。議会のホームページには、議長や議員が替わっても過去のものがしっかり残っています。施政方針P27、上から3行目、「アクセスしやすく、使いやすく、分かりやすい、市の魅力が伝わるホームページになっています」と記載されていることと委員会等での答弁との整合性が気になることです。

最後に、加茂市は2015年までの25年で人口が20%減少しましたが、2015年からの25年は32%減少します。人口減少に対応するため、また新型コロナウイルスの終息で多くの予算が国から来なくなったとき、財政が厳しくなることが考えられます。改革のスピードを速めることを期待して賛成します。

○議長（滝沢茂秋君） 2番、大橋一久君。

○2番（大橋一久君） 第8号議案令和4年度加茂市一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

石川小学校耐震補強事業に賛成です。子供たちの学校生活の安全に寄与するものと考えます。しかしながら、このことが小中学校適正化規模検討委員会の議論に影響を及ぼしてはいけないと思うとともに、ほかの学校施設のことも考えます。旧生田屋建物、費用がかかり、耐震化工事がなされていないため、活用ができない状況です。学校施設も統廃合を行った後、廃校された学校施設が耐震化未実施であれば、民間活力が活用したいとなったとしても学校施設を活用することはできないのではないのでしょうか。各地域コ

コミュニティーにおける学校施設は、地域住民をつなぐ重要な役割を果たしてきました。どの地域住民にとっても学校に思い入れがあります。現在の全ての学校を耐震化を進める必要があると訴えているわけではありません。児童生徒数の減少の中、子供たちの活動に様々な弊害が出ている中で、学校の在り方を検討することに賛成であるとともに、廃校後の各学区の地域コミュニティーの形成、ありよう、一体感の創出等、地域活力をどのように引き出すか、そのような検討が必要と考えます。

また、メリア3階についてはどうしても活用をしなければいけないのでしょうか。そのような思いであります。

そして、新婚生活支援、妊産婦への支援、子育て世代への支援拡充等が盛り込まれ、若い世代へ選ばれる加茂市を目指していること、未来に向けての取組があることに賛同し、第8号議案令和4年度加茂市一般会計予算への賛成討論といたします。

○議長（滝沢茂秋君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第24号議案から第36号議案まで及び第40号議案から第42号議案までの各条例の制定、一部改正及び廃止についての16件を一括して採決いたします。

以上16件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第37号議案市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第38号議案権利の放棄についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算（第21号）、第17号議案令和3年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、第18号議案令和3年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、第19号議案令和3年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）及び第20号議案令和3年度加茂市水道事業会計補正予算（第2号）の5件を一括して採決いたします。

以上5件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案令和4年度加茂市一般会計予算、第9号議案令和4年度加茂市国民健康保険特別会計予算、第10号議案令和4年度加茂市後期高齢者医療特別会計予算、第11号議案令和4年度加茂市宅地造成事業特別会計予算、第12号議案令和4年度加茂市下水道事業特別会計予算、第13号議案令和4年度加茂市介護保険特別会計予算、第14号議案令和4年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計予算及び第15号議案令和4年度加茂市水道事業会計予算の8件を一括して採決いたします。

以上8件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案令和4年度加茂市一般会計補正予算（第1号）、第22号議案令和4年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び第23号議案令和4年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件を一括して採決いたします。

以上3件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 請願第1号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第2、請願第1号を議題といたします。

常任委員会における付託請願の審査結果について、委員長より報告を求めます。

11番、森山一理君。

〔産業建設常任委員長 森山一理君 登壇〕

○産業建設常任委員長（森山一理君） 産業建設常任委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願は、第1号「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願の1件でありまして、これについて去る3月10日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第1号について、質疑、討論を行い、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

4番、中沢真佐子君。

○4番（中沢真佐子君） 賛成討論です。

○議長（滝沢茂秋君） 不採択に対してですか。

○4番（中沢真佐子君） ごめんなさい。反対討論です。

中央最低賃金審議会は、2021年度の最低賃金について、全てのランクで同額のプラス28円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受け、各地方審議会でも審議が進められ、7つの県で目安を上回る引上げが行われましたが、最高額の東京都と最低額の県では前年と同じ221円もの格差があり、容認できるものではありません。政府の経済財政諮問会議でも東京一極集中の是正や地方の最低賃金の底上げを通じた地方経済の回復が提言されており、最低賃金の地域間格差是正は喫緊の課題と考えます。全国労働組合総連合が行った最低生活費試算調査結果によれば、8時間働けば人間らしく暮らせるには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上必要であることを明らかにしています。コロナ禍で明らかになったように、新潟県でも人口減少と高齢化の進行と相まって地域経済の衰退が加速しています。地域経済を回復させる手段として、個人消費の拡大につながる最低賃金の引上げと格差是正、そのための中小企業支援を求める意見書が2021年7月現在で新潟県をはじめ島根県、富山県、岩手県、京都府などの議会で可決され、北九州市議会では段階的に全国一律最低賃金の実施を求める意見書が可決されました。これらを踏まえ、最低賃金の抜本的な改善と地域経済を回復していくことが必要です。政府は最低賃金を全国一律最低賃金制度に改正すること、政府は地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと、政府は最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ることという請願の趣旨に賛同をお願いするものです。

この請願は、昨年も提出され、当議会でも全会一致で採択していただきました。採択をお願いして終わります。

○議長（滝沢茂秋君） 16番、安武秀敏君。

○16番（安武秀敏君） 請願第1号について採択に反対の討論をします。

最低賃金の改善は賛成であります。しかし、現在コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻によるガソリン、灯油、食料品等々の値上げが行われており、最低賃金の引上げは賛成であります。表題の最低賃金の底上げを通じて地方経済を回復の提言には違和感を感じます。最低賃金の底上げは、消費活性化やデフレ脱却、企業の生産性向上に資する反面、雇用の減少、設備投資の抑制につながるおそれがあります。

また、要請3項目についても違和感があります。項目の1、全国一律最低賃金制度については、地域によって住宅費、食費の生活費に違いがあります。また、企業の支払い能力も違います。労働力の需要と供給によって違ってくるわけです。3月になって新聞折り込み求人広告が入ってまいりました。1つは狭口のアベ製作所、ここの時給は859円、リオンドールは862円、そしてコメリは925円、この3つの事業所と申しますか、そういう求人広告がありましたけど、最低賃金を一律にするのは違和感がありま

す。最低賃金によって人の流出が起きる因果関係を特定した研究はないということでもあります。小規模事業所の排除は、地方経済に打撃であります。

項目の2、地方最低賃金1,500円以上を目指すとありますが、大和総研の調査では日本の最低賃金はOECD38か国の平均値並みであり、アメリカ、カナダより高く、人の移動を促す要因とはなっていません。アメリカ、イギリスは、時給1,300円、月額20万円であります。

項目の3、中小企業への支援を最大限拡充を求めています。小規模事業者が欠落しています。厚生労働省の最低賃金引上げは、小規模事業者への支援施策も行っております。小規模事業者、そしてそこに働く従業員が取り残されております。これは、誰一人取り残さないという加茂市の総合計画の理念にも関係してきます。

以上、違和感があり、反対の討論いたします。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） 6番、白川克広君。

○6番（白川克広君） 委員長報告の不採択に賛成の討論でございます。

まず、この県労連、その全国版であるナショナルセンター、全労連、それぞれの立場の違うところからの請願というふうに認識しております。そもそもこの請願の出される前段に、各市町村議会の議員宛てに県労連の議長名による最低賃金全国一律1,500円の市町村議会請願、陳情に当たり、意見書採択に御理解と賛同のお願いという文書が出ました。この中で新潟県も昨年7月5日、県議会で最低賃金全国一律1,500円の意見書採択で全会一致して採択いたしました。全くの事実捏造であります。これは否決されております。こういうことではありません。したがって、県会の産業経済委員会においても、委員長報告で企業経営の負担が大きく、雇用への悪影響のおそれがあり、段階的な引上げとすべきであり、雇用対策の充実や中小企業の生産性向上への支援など総合的な対策が必要なため、不採択とするという委員長声明もあります。したがって、この請願自体が内容に不誠実な点がある。さらに、5点の要望事項、これについては経済を破綻させるおそれがある、全国一律あるいは時給1,500円以上、これは市場経済を全く無視したものであって、こういうことは考えられないことでもあります。

以上のように請願第1号自体、自らの主義主張のため事実と異なる記載、事実を歪曲した引用、請願に値する内容ではない。加茂市議会の良識が問われることとなりますので、不採択に賛成であります。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより採決を行います。

請願第1号「最低賃金の改善と地域経済の回復にむけた」意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号について、委員長の報告は不採択であります。採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（滝沢茂秋君） 起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第3 令和3年請願第5号の継続審査について

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第3、令和3年請願第5号の継続審査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から目下委員会において審査中の令和3年請願第5号について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

審査中の令和3年請願第5号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

4番、中沢真佐子君。

○4番（中沢真佐子君） 反対の討論です。

反対討論ですが、その前に昨年12月議会の発言について訂正させていただきます。12月議会においてこの議案について反対討論を行いました。その中で「市は、この条例を廃止して、3,000平方メートル以内に規制を緩めたいという説明があった」と発言いたしましたが、これは「市は、条例の床面積を500平方メートル以下から3,000平方メートル以下に緩めたいという説明があった」の間違いでした。訂正しておわびいたします。（6番白川克広君「訂正はできないよ、謝罪」と呼ぶ）

○議長（滝沢茂秋君） 暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き4番、中沢真佐子君。

○4番（中沢真佐子君） この議案の条例を廃止してという発言をいたしましたが、それが間違いでしたので、おわびいたします。

それでは、討論です。12月議会でも述べましたが、当局におかれましては、条例改正の必要性の説明や商店街の方たちの不安にさらに十分に向き合っていただくことをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（滝沢茂秋君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、閉会中の継続審査について採決をいたします。

この採決は起立により行います。

産業建設常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（滝沢茂秋君） 起立多数であります。よって、本請願は閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第4 第43号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第4、第43号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算（第22号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第43号議案は、令和3年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、除雪経費が不足することから、道路除雪費について2,000万円を増額するものであります。これに充てる財源として繰越金1,594万8,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は142億7,923万1,000円となります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第43号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、第43号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時22分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております第43号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより第43号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算（第22号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第39号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第5、第39号議案教育長の任命についてを議題といたします。

〔教育長 山川雅巳君 退場〕

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第39号議案は、本市教育委員会教育長の任命についてであります。これは、現教育長の山川雅巳氏が本年3月31日に任期満了となりますので、4月1日付けで山川雅巳氏を本市教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第39号議案教育長の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 開議

[教育長 山川雅巳君 入場]

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6 議員発案第2号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第6、議員発案第2号加茂市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

1番、森友和君。

[1番 森友和君 登壇]

○1番（森友和君） ただいま上程になりました議員発案第2号加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

これは、デジタル化政策の一環として押印廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、議会においても請願者に対し、提出時に求めている押印を署名または記名押印に改め、第2項として請願者が法人の場合の条文についても整備するものです。

提出者は私、森友和、賛成者は大橋一久議員、森山一理議員、山田義栄議員、中野元栄議員、安武秀敏議員であります。

以下、規則案を説明いたします。

加茂市議会会議規則の一部を改正する規則。

加茂市議会会議規則（昭和44年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第137条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中、「請願を紹介」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。「2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない」。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上、議員の皆様方の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第2号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第2号加茂市議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

では、10時50分まで休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議員発案第3号

○議長（滝沢茂秋君） 休憩中に森友和君から、お手元に配付のとおり議員発案第3号地方における雇用・就労の支援施策の充実と所得水準の底上げを求める意見書が提出されました。

お諮りいたします。この際、議員発案第3号を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議員発案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議員発案第3号を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

1番、森友和君。

〔1番 森友和君 登壇〕

○1番（森友和君） それでは、議員発案第3号地方における雇用・就労の支援施策の充実と所得水準の底上げを求める意見書について御説明申し上げます。

提案者は私、森友和、賛成者は白川克広議員、安武秀敏議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

地方における雇用・就労の支援施策の充実と所得水準の底上げを求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及び、人々の所得の低下は、サービス産業のみならず、様々な業種において広がっている。新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ以前においても、所得水準が高くなかった地方にとっては、人々の生活への影響は甚大である。

痛手を負った地方経済の復活を推し進めるため、失業者や転職を余儀なくされる人々が円滑に就労するための支援、中小企業・小規模事業者に対しては、雇用を促し事業の生産性を高める支援、こうした施策に取り組む地方公共団体に対して国からの支援があるよう強く要望する。

また、特に生活への影響を強く受けた低所得の方々の所得水準を底上げすべく、最低賃金の引き上げと、これに応じた中小企業・小規模事業者への一定の支援措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様の御賛同をいただきまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び新潟労働局長宛てに意見書を提出したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第3号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

4番、中沢真佐子君。

○4番（中沢真佐子君） 賛成討論です。

意見書の送付先ですけれども、中央最低賃金審議会にも送られたらいかかと思っておりますけれども、どうでしょうか。そうしていただきたい。

○議長（滝沢茂秋君） 討論ですけど。

○4番（中沢真佐子君） 賛成です。

○議長（滝沢茂秋君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第3号地方における雇用・就労の支援施策の充実と所得水準の底上げを求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要す

るものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思いますので、御了承願います。

日程第7 閉会中の所管事務調査について

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務調査についての申出がありました。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査については、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり決しました。

○議長（滝沢茂秋君） 以上で本3月定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 3月議会での御審議、大変お疲れさまでした。

まずもって、3月16日の夜に発生しました福島県沖を震源とする地震により亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧、復興を祈念し、加茂市も必要な支援、応援を行ってまいりたいと考えております。

今議会では新年度当初予算、補正予算、教育長人事等、御審議、可決していただき、ありがとうございました。新年度では、新しい事業を積極的に展開し、市内外にアピールするとともに、大きな課題となっている公共施設の再編、再配置には、これまでの常識にとらわれない考え方をもち前向きに取り組んでまいりますとともに、丁寧な説明を心がけてまいります。

最後に、これから挨拶があると思いますが、退職する課長たちですけれども、現在の非常に困難な時代に、また大きく変化する加茂市の中において、市のために身を粉にして働き、私を支えてくれました。退職する課長、職員には心よりねぎらいの言葉と感謝の気持ちをお伝えしたいですし、改めて気を引き締めて年度末まで共に市民のために働いていきたいと思っております。4月からも職員一丸となり、笑顔あふれるまち加茂の実現のために努めてまいります。加茂だけではなく、世界中の子供たち、大人たち、全ての人が笑顔になりますように心から願っております。

16日間の御審議、誠にありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて令和4年加茂市議会3月定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

加茂市議会議員 樋 口 博 務

加茂市議会議員 安 武 秀 敏

加茂市議会議員 樋 口 浩 二